注記

【重要な会計方針】

１．運営費交付金収益の計上基準

⑴　年度計画で、事業の内容と運営費交付金で措置された予算額との対応関係が明らかにされているものについては、業務達成基準を採用している。

退職準備研修費、健康診断費、退職手当等。

⑵　年度計画で、業務の実施と運営費交付金で措置された予算額とが期間的に対応しているものについては、期間進行基準を採用している。

人件費（給与費）、物件費、心の健康対策費等。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～20年
工具器具備品	２～15年
車両運搬具	４～６年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額及び減損損失相等額については、損益外減価償却累計額及び損益外減損損失累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間５年以内に基づいて償却している。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用している。

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成22年３月末利回りを参考に1.4%で算出している。

６．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

【貸借対照表関係】

機構役職員（出向者を除く）が自己都合により退職した場合に、財源措置が予定されている退職給付見積額　246,385,003円

【損益計算書関係】

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、415,504円であり、当該影響額を除いた当期総利益は189,222,271円である。

【キャッシュ・フロー計算書関係】

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	1,080,902,572円
うち　定期預金	607,894,123円
（差引）資金期末残高	473,008,449円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	62,854,222円
ソフトウェア	63,613,027円
計	126,467,249円

【金融商品の時価等の開示に関する注記事項】

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、借入等により資金を調達していない。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	1,080,902,572	1,080,902,572	—
⑵未払金	(276,590,098)	(276,590,098)	—
⑶リース債務	(121,192,731)	(121,192,731)	—

㈱負債に計上されているものは、(　) で示している。

⑴　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑵　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑶　リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定している。

【固定資産の減損に係る注記事項】

減損の認識について

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価格等の概要

（単位：円）

名　称	用　途	種　類	場　所	減損前帳簿価額		当期損益外減損額	
コザ支部	事務所	土　地	沖縄県沖縄市久保田３－５－10	土地	81,000,000	土地	16,017,000
		建物等		建物等	33,137,208	建物等	16,550,208

２．減損の認識に至った経緯

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）における組織見直しとして、那覇支部及びコザ支部については、平成21年４月１日をもって統合し、沖縄支部として事務所を嘉手納町に設置したところである。

これら、旧２支部のうち、旧コザ支部の土地・建物等は、機構発足時に国から出資された当機構の財産であり、統合後新事務所（沖縄支部）のみで業務の遂行上問題ないことを確認し、平成21年６月23日をもって今後、当機構としては使用しないことを決定した。

よって帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目（28,652,186円）及び資産見返負債の控除項目（3,915,022円）に計上している。

減少額のうち損益計算書に計上した金額はない。

なお、当該資産の回収可能サービス価額は正味売却価額より測定しており、不動産鑑定評価に基づいて算定している。